

宇治霊園 生前名義変更のご案内

手続きに必要なもの

- ① 使用承諾証（宇治霊園使用権利証）
- ② 戸籍謄本（現使用者と新使用者の続柄がわかるもの）
- ③ 申請書（所定の用紙に記入）
- ④ 印鑑（実印）及び印鑑証明書（現使用者、新使用者）
- ⑤ 宇治霊園使用規則（署名捺印のもの）
- ⑥ 名義変更手数料 12,000円

{戸籍謄本・印鑑証明(現住所記載) 各原本 三カ月以内発行のもの}

《注意》

- 1) 現使用者より三親等まで変更可能。
- 2) 納骨がある場合は2週間前迄に、申請手続きを完了して下さい。
- 3) 上記手続き完了後、約2週間で名義移行及び承諾証の発行を致します。

ご不明な点はお問い合わせください。

京都府宇治市五ヶ庄三番割33番地

宇治霊園管理事務所

0774-33-2344